	第8回　定例総会議事録
1．日　時	令和3年11月10日（水）午後3時15分招集
2．場　所	本庁8階　801会議室
3．出席委員 14名	1番　朝耒野　清　　2番　阿部　清　　3番　大野　功二 4番　平山　孝行　　5番　得丸　芳昭　　6番　齊藤　耕一 7番　秋吉　和行　　8番　加藤　隆生　　9番　齊木　清範 10番　長尾　栄作　　11番　脇　文夫　　12番　筒井　昌一 13番　二宮　ナミ子　14番　中園　公雄
４．欠席委員 なし	
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第8回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第8回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に6番の斎藤委員さん、7番の秋吉委員さん、書記は事務局の溝部さんにお願します。 まず、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番斎藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より南に約700m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済です。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地においてジャガイモ、サツマイモ、ニンニクを栽培予定です。農機具は鍬を1本導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ　1番について、大南地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立吉野小学校より東に約230mの距離に位置した農地であり、現地はキウイ畑の一部として利用されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は隣接する自己所有地でキウイを栽培しており、申請地も一体的に利用する予定です。農機具は耕運機、軽トラックを各１台所有しており、コンバイン、田植機、トラクターを

	各１台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約59a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北に約850m の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は田植機、コンバインを各1台、トラクター、耕運機を各２台、管理機を３台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約129a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ　1番について、大分地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報

	告です。申請地は、柞原八幡宮より南東に約300m の距離に位置した農地であり、現地はミカンが植えられていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具は乾燥機を10台、草刈機を5台、コンバインを4台、トラクター、田植機を各3台、籾摺り機、動力噴露機を各2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は由布市農業委員会の耕作証明面積と併せて約154a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ　農地法第5条許可申請　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校の北西約550m に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人が駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ5ページ　1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番二宮委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分インターチェンジの南約250m に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、進入路及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、大分インターチェンジからおおむね300m 以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ6ページ　2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大東中学校の南西約1.1km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、7ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。1番　基盤強化法での所有権移転について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立東陽中学校より南に約300m の距離に位置した農地であり、1筆は露地野菜が植えられ、3筆は稲刈後の状態でした。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者であり、申請地ではミツバ、セリ、キャベツ、水稲を栽培予定です。農機具はトラクターを３台、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約115a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ8ページ　利用権設定　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

11番脇委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北東に約300m の距離に位置した農地であり、現地はハウスで苺が育苗床で栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者であり、申請地ではイチゴを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈り機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約89a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ8ページ　2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分家畜保健衛生所より南に約900m の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者であり、申請地では水稲、麦を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、トラクター、コンバイン、ハロー、播種機、管理機、籾摺機を各2台、田植機を1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約743a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ9ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地のうち３筆は大南市民センターより南東に約450m の距離に、5筆は北東へ450m に位置した農地であり、現地の１筆は雑草が生えており、その他の農地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者であり、申請地では水稲や里芋を栽培します。農機具はコンバイン、田植機を各２台、トラクターを1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約340aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次の10ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	10ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。期間満了する契約を引き継いでの再設定となっています。次に11ページ1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在の内容を引き継いでの再設定となっています。それぞれの案件について地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認することとします。 次の、12ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、植田地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約800m の距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機を各2台、コンバイン、1.25t トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約58a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、13ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報

	告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東へ約1.5km の距離に点在した農地であり、1筆は保全管理、2筆は大根やキャベツ等の露地野菜が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では玉ねぎ、ジャガイモ、西瓜等の露地野菜を栽培します。農機具は管理機を6台、草刈り機を3台、トラクターとユンボを各2台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約45a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、14ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より北へ約1km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では玉ねぎ、ジャガイモ、里芋等の露地野菜を栽培します。農機具は草刈り機、背負い式動噴を各2台、トラクター、耕運機、畝立て機、掘り取り機、軽トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約39a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市市民センターより東へ約3.3km の距離に位置した農地であり、現地はブドウやミカン等の果樹が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地ではブドウ、ミカン等の果樹を栽培します。農機具は管理機を6台、草刈り機を3台、トラクター、ユンボを各2台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は利用権同時申請分と併せて約45aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、15ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大東中学校より南西へ約1.4km の距離に位置した農地であり、1筆は膝丈ほどの草が生えており、2筆はナス、サトイモなどの露地野菜が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経

	営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で申請地では白菜、大根、キューリ、じゃがいもを栽培します。農機具は耕運機、草刈機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約17a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ次の16ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	16ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での再設定となっています。 続いて2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での再設定となっています。 次に17ページ　3.4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。いずれも設定を受ける方が同じ方になっております。現在と同内容での再設定です。 続いて5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。使用貸借権を10年間で再設定です。 続いて18ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での再設定です。 それぞれの案件を各地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に、19ページ　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。
事務局	19ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は石川地区に位置した農地であり、現地はハウスでイチゴが栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴの栽培をする認定農業者で、申請地ではイチゴの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約18a となります。 続いて20ページ　2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は大分市立野津原中学校より西に約1.4km に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に小麦、大豆を栽培する認定農業者で、申請地では小麦、大豆の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,325a となります。 続いて21ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は久土地区に位置した農地であり、現地は野菜が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に野菜を栽培する認定農業者で、申請地では野菜の栽培を計画しています。契約

	成立後の経営面積は約390a となります。 続いて22ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は新田地区に位置した農地であり、現地はハウスでニラが栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地ではハウスでニラの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約245a となります。 続いて23ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での再設定です。 続いて24ページ　2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも現在と同内容での再設定です。 続いて3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現在と同内容での再設定です。 続いて25ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。賃借権5年間での再設定です。 続いて2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。使用貸借権5年間での再設定です。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての案件で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。

	次に、26ページ　第5号議案　農地基本台帳登載願について、報告は事務局からお願いします。
事務局	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。経過及び農地の状況です。申請地は、大分市立東陽中学校より南西へ約1km の距離に位置しており、過去に願人の知人が事業用地として利用していました。現在は農地に復元されておりブロッコリーが栽培されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は承認します。 次に、27ページ　第6号議案　非農地証明願　1番について、報告は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は昭和63年頃より耕作放棄により原野化したとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校より西へ約1.3kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ28ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は昭和52年頃より進入路として利用されていたとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北西へ約780m に位置した農地であり、現地は住宅への進入路として利用されています。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は昭和50年頃より事業用地及び耕作放棄により山林化したとのことです。現地調査報告です。申請地のうち１筆は大分市立上戸次小学校より南へ約3.2km に位置した農地であり、現地は山林化していました。もう1筆は大分市立上戸次小学校より南西へ約3.2km に位置した農地であり、現地は事業用地として利用されており、形状や周辺の状況等の要因により農地として復元しても継続して利用することが難しいことが見込まれました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ29ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は平成18年頃より耕作放棄により山林化したとのことです。現地調査報告です。申請地は大分市立佐賀関小学校より2筆は東へ約1.1km、3筆は南東へ約1.8km に位置した農地でした。1筆は法面であり形状や周辺の状況等の要因により農地として復元しても継続して利用することが難しいことが見込まれ、その他については山林化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ30ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1981年頃よりテニスコートの法面として利用されていたとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立滝尾中学校より東へ約850m に位置した農地であり、現地はテニスコートの法面として利用されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案につい採決します。

	第6号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。 次に、31ページ　第7号議案　空き家に付属した農地指定　1番について、大南地区の委員さんは現地の状況と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況です。申請地は、大分県立大分南高等学校より南西に約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は一定の管理が行われているものの耕作の用に供されておらず、また今後、津守在住の所有者による維持管理も見込めない状態でした。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく指定相当との意見でした。
議長	指定にあたっての取り扱いについて、事務局から報告をお願いします。
事務局	空き家に付属した農地指定の審査基準に「空き家及び農地の所有者は同一であること」との基準がございます。しかし、今回の農地及び空き家は競売にかけられた関係で、所有者が異なっている状況にあります。ただ、この農地及び空き家は不動産会社を通して同一の購入者に売買する計画となっております。そのため所有者が同一ではありませんが審査基準但し書き「農業委員会が認めた場合は同一でなくてもよい」を適用し、農地指定可能かどうかについても御審議をお願いします。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、32ページ　空き家に付属した農地指定の解除　1番について、事務局より報告してください。
事務局	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。解除の理由です。当該農地に付随する空き家を取得する者が譲受人となる農地法第3条許可申請がなされたためです。 地区審議会で審議したところ、指定は解除相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、7号議案について採決します。 第7号議案について、31ページは「農業委員会が認める場合」との取り扱いにより指定し、32ページは指定解除することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第7号議案は空き家に付属した農地に指定、及び解除することとします。 次の33ページからの第8号議案　耕作証明の発行について事務局より報告してください。
事務局	33ページと34ページの議案については関連がございますので一括して説明いたします。願出人、使用目的は議案の通りです。概要です。願出人は向原沖２丁目に居住し、現在下戸次及び細の農地を耕作中です。今回正式に利用権設定をし、農業経験を積んでいくものです。今回、杵築

	市の農地の競売に参加するにあたり買受適格証明願を申請するため、添付書類の１つである耕作証明を必要としています。新規就農者に対する耕作証明の発行については1年又は3年以上耕作されたことを確認した上で発行するとの基準がありますが、願出人については基準の耕作期間に達しておりません。そのため、「地区審議会及び総会で認めた者」との基準により発行することとなります。今回の利用目的は杵築市での競売に参加するためであり、利用権設定を受けた農地は設定以前から耕作しているような状況もありますので、証明書の発行についてご審議をお願いするものです。 地区審議会で審議したところ、耕作証明は発行相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、8号議案について採決します。 第8号議案について、発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第8号議案は耕作証明を発行することとします。 35ページからは　第9号議案　報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	まず35ページです。農地法第3条の３届出で、相続により農地を取得したという届出の報告です。 次に36から38ページは農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内において農地の所有者が転用した届出が合計で15件出ています。 次は39ページから42ページは農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が合計で42件出ています。

	続いて43ページです。農地法第5条第1項第7号の取消願についてで、権利移動を伴う転用の届出の取消願が1件出ています。 次は44ページです。農地法第18条第6項通知ということで利用権の設定における解約の通知が２件届出されております。報告は以上です。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	お手元の書類をご確認ください。換地計画同意書ということで頂いております。団体営農地耕作条件改善事業として中戸次地区・川床地区において土地改良事業が実施されております。換地後は人・農地プランで定められた3名の担い手の方に権利設定がなされる予定です。基盤整備事業が完了しまして、今後は換地計画書を作成し認可申請書を県知事に提出することとなります。この申請書には土地改良法により関係農業委員会の同意書の添付が義務付けられております。今後のスケジュールとしましては11月中旬に地元の清算会議や権利者会議が開催され、その後に大分市農業委員会に換地計画同意書の依頼がございます。実務を担当しております大分県土地改良事業団体連合会によりますと県から１１月中の認可申請書の提出を求められているとのことで、12月10日に開催を予定している定例総会に諮ることが間に合わないことになります。このことから１1月下旬に換地計画同意書の依頼があった場合、事務局で換地計画同意書を発行してよろしいか協議をお願いします。
議長	ありがとうございます。事務局で換地計画同意書を発行することについて、賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長	全員賛成ですので、事務局より換地計画同意書の発行をお願いします。 その他で何かありませんか。 なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで第8回定例総会を閉会します。